

平成24年度

研究開発施設共用等促進費補助金
(ナショナルバイオリソースプロジェクト)

公募要領

平成23年12月

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

目 次

I 事業概要	3
1 はじめに	3
2 目 的	3
II 実施方法等	3
1 実施方法	3
2 用語の定義	4
III 研究費の適正な執行について	5
1 重複申請の制限	5
2 関係法令等に違反した場合の取扱い	5
IV 各プログラムの概要	5
1 各プログラムの目的	5
2 公募を行うプログラム	8
3 申請機関等の要件	8
4 実施期間	9
5 採択予定数	9
V NBRPの経費等	9
VI NBRPに係る審査	10
1 審査方法	10
2 選定の観点（審査項目）	11
VII 応募書類の作成・提出方法	13
1 募集から事業開始までのスケジュール	13
2 提案書類の受付等	14
3 問い合わせ先	17
4 公表等	18
VIII バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	18
(別 紙)	
◎動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等の生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等	20
◎予算決算及び会計令	24
◎プログラムの実施体制イメージ図	25
◎府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	26
◎エフォートの考え方について	30

I 事業概要

1 はじめに

文部科学省では、世界最高水準のバイオリソース（研究開発の材料としての動物・植物・微生物の系統・集団・組織・細胞・遺伝子材料等及びそれらの情報）を戦略的に整備し、その活用の充実を図ることを目標に、ナショナルバイオリソースプロジェクト（以下「NBRP」という。）を実施しております。

平成24年度以降の本プロジェクトについては、バイオリソース整備戦略作業部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について（平成23年6月30日）」を踏まえて実施することとなります。

なお、この募集は、本来、平成24年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早く補助事業を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、今後の事情によって変更がありえることを御承知おき下さい。

2 目的

NBRPは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となるバイオリソース（動物、植物等）について収集・保存・提供を行うとともに、バイオリソースの質の向上を目指し、保存技術等の開発、ゲノム等解析によるバイオリソースの付加価値向上により時代の要請に応えたバイオリソースの整備を行うものです。また、バイオリソースの所在情報等を提供する情報センター機能を強化することとしています。

NBRPでは、上記の目的に適った収集・保存・提供や技術開発等を行うため、（1）中核的拠点整備プログラム、（2）情報センター整備プログラム、（3）ゲノム情報等整備プログラム、（4）基盤技術整備プログラムの4つのプログラムを設け、各プログラムが連携を図りつつ実施することとしています。

II 実施方法等

1 実施方法

（1）文部科学省は、研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）交付要綱（平成21年3月19日文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）及び研究開発施設共用等促進費補助金（ナショナルバイオリソースプロジェクト）取扱要領（平成21年3月19日研究振興局長決定。以下「取扱要領」という。）の定めにより、各プログラムを実施する機関に対して補助金を交付してNBRPを実施します（機関補助）。

（2）補助事業が完了したときは、交付要綱第13条の規程により実績報告書を文部科学省に提出することが義務付けられています。

2 用語の定義

本要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 代表機関、分担機関

- ・NBRPにおいて、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う機関（1機関）を「代表機関」とします。
- ・中核的拠点整備プログラムについては「代表機関」が「中核機関」、情報センター整備プログラムについては「代表機関」が「情報センター」となります。
- ・プログラムの実施に当たって特別な理由がある場合は、代表機関以外にその補完的機能を分担する機関（以下「分担機関」という。）を設けることができます。ただし、プログラムの実施に当たっては、代表機関は分担機関の事業に対しても責任を負います。

(2) 課題、分担課題

- ・課題とは、代表機関及び分担機関が実施する事業のことをいいます。
- ・分担課題とは、分担機関が実施する事業のことをいいます。

(3) 代表機関の長

代表機関の長とは、代表機関となる機関の長（学長、理事長等）で、課題を代表し、課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。代表機関の長は、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。代表機関の長は、代表機関に所属する研究者のうち1人を、課題を管理する者（代表機関課題管理者）に指名することができます。

(4) 分担機関の長

分担機関の長とは、分担機関となる機関の長（学長、理事長等）で、分担機関が行う課題を代表し、分担課題の遂行（成果の取りまとめを含む。）に関して全ての責任を負う者（1人）をいいます。分担機関の長は、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行に関し責任を持つ者です。分担機関の長は、分担機関に所属する研究者のうち1人を、分担課題を管理する者（分担機関課題管理者）に指名することができます。

(5) 代表機関課題管理者

代表機関課題管理者とは、代表機関の長が指名する代表機関に所属する研究者で、課題の実施期間中、日本国内に居住し、課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者（1人）をいいます。代表機関課題管理者は、代表機関に所属する他の研究者を加え、代表機関内の実施体制を構成することができます。

(6) 分担機関課題管理者

分担機関課題管理者とは、分担機関の長が指名する分担機関に所属する研究者で、分担課題の実施期間中、日本国内に居住し、分担課題全体及び事業費の適正な執行を管理する者（1人）をいいます。分担機関課題管理者は、分担機関に所属する他の研究者を加え、分担機関内の実施体制を構成することができます。

(7) 課題管理協力者

課題管理協力者とは、代表機関課題管理者又は分担機関課題管理者が管理する業務を協力して実施する研究者で、協力した業務に関して責任を負う者をいいます。課題管理協力者は、代表機関課題管理者又は分担機関課題管理者と同一の機関に所属している必要があります。

III 研究費の適正な執行について

1 重複申請の制限

代表機関課題管理者、分担機関課題管理者、課題管理協力者が、実質的に同一の課題について、国又は独立行政法人の競争的資金制度による助成を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は補助金の減額を行うことがあります。

なお、他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本制度への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本制度の審査の対象から除外され、採択の決定若しくは補助金の交付の決定が取り消される場合があります。

また、応募後に記載事項の状況に変更があった場合には、速やかに応募書類の提出先まで連絡してください。

2 関係法令等に違反した場合の取扱い

関係法令・指針等に違反した場合若しくは補助金の不正使用、不正受給、補助金による研究活動における不正行為を行った場合、「取扱要領16.」の規程により、補助金の交付の決定の取り消し、交付した補助金の返還命令及び補助金の交付の停止を行います。

特に、生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等（20～23ページ参照）については、事業実施に当たって遵守してください。

IV 各プログラムの概要

1 各プログラムの目的

NBRPが公募する(1)中核的拠点整備プログラム、(2)情報センター整備プログラム、(3)ゲノム情報等整備プログラム、(4)基盤技術整備プログラムの目的は次のとおりです。

(1) 中核的拠点整備プログラム

中核的拠点整備プログラムは、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要な生物種等であって、我が国独自の優れたバイオリソースとなる可能性を有する生物種等について収集・保存・提供を行う拠点を整備するものです。なお、今回の中核的拠点整備プログラムは、遺伝子改変生物等の開発は事業の対象としません。

原則として1つの生物種等に対して中核機関は1機関とし、中核機関は、生物種等の収集・保存・提供を実施するとともに、次の事項について行うことが求められます。

- (ア) 研究者等へ提供したバイオリソースによって得られた研究成果のフィードバック等を受けて、当該バイオリソースの充実を図ること。
- (イ) 選定されたバイオリソースの標準化、品質の確保、高度化(ゲノム関連情報の取得等も含む)を実施すること。
- (ウ) 当該生物種のユーザーコミュニティと中核機関の実施者等で構成される運営委員会を設置して定期的に開催し、収集・保存・提供にユーザーの意見を反映させること。
- (エ) バイオリソースの所在情報や特性情報等のデータベースの構築は、情報センターと連携して整備すること。
- (オ) バイオリソースの収集・保存・提供を実施することにより、他者の知的財産権、商業権等を侵害しないこと。
- (カ) バイオリソースの収集・提供の実施に当たっては、生物遺伝資源移転同意書(MTA)等を用い、バイオリソースに係る知的財産権、利用権等を明確にすること。

公募は、対象とする生物種等を次の2つに分けて行います。

a) 第2期NBRP(平成19年度～平成23年度)で実施した以下の生物種等

ラット、ショウジョウバエ、線虫、ネッタイツメガエル、カイコ、メダカ、ゼブラフィッシュ、ニホンザル、カタユウレイボヤ、ニッポンウミシダ※、イネ、コムギ、オオムギ、藻類、広義キク属、アサガオ、ミヤコグサ・ダイズ、トマト、細胞性粘菌、病原微生物、原核生物(大腸菌・枯草菌)、酵母、ヒトES細胞

注: マウス、シロイヌナズナ、一般微生物、遺伝子材料、ヒト・動物細胞については、理化学研究所筑波研究所バイオリソースセンターにて理化学研究所の運営費交付金で行いますので、公募の対象外とします。

上記の生物種等については、新たに拠点を整備するのではなく、第2期NBRPの終

了までに整備した拠点を活用し更なる体制整備等を行いますので、現在、本プロジェクトに参加していない機関が新たに参加する場合は、拠点と連携して行うことが必要となります。

※カタユウレイボヤ、ニッポンウミシダについては、第2期（平成19年度～平成23年度）は1つの課題として実施してきましたが、「1つの生物種等に対して中核機関は1機関」の原則を踏まえ、別々の課題として公募することとします。

b) 上記以外の生物種等

(2) 情報センター整備プログラム

情報センター整備プログラムは、中核機関等において整備されるバイオリソースの所在情報や遺伝情報等のデータベースの構築及びホームページ等を通じたNBRPの広報活動等を整備・強化するものです。本プログラムでは、次の事項を行うことが求められます。

(ア) 第2期NBRPの終了までに構築されたデータベース等※が円滑に移行されること。

(イ) バイオリソースの利用者に対して情報の提供を円滑に行える体制が整備されていること。

(ウ) 中核機関等のバイオリソースの整備を実施する機関と緊密な連携体制を取り、所在情報や遺伝情報等を迅速かつ網羅的に収集できること。

(エ) バイオリソースのユーザーと事業実施者等で構成される運営委員会を設置し、定期的に開催し、NBRPに関する情報発信にユーザーの意見を反映させること。

(オ) 文部科学省及びNBRP実施機関等との連携協力を行い、NBRP全体の連絡調整のための「バイオリソース連絡協議会」（第2期NBRPの推進委員会に相当）、その下に設置する「運営委員長会議」等の設置や、「事務局」業務（①バイオリソース連絡協議会等の運営に関する業務、②広報・普及に関する業務、③成果の管理に関する業務、④知的財産権等に係る調査に関する業務、⑤その他、プロジェクトの運営等に必要な業務）を行うこと。

(カ) 「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」に関する情報の収集を行うとともに、大学等の関係者に向けた啓発活動や相談体制の構築等を行うこと。

※大型類人猿情報ネットワーク（GAIN）と地球規模生物多様性情報機構（GBIF）に係るデータベースを含む。

(3) ゲノム情報等整備プログラム

ゲノム情報等整備プログラムは、バイオリソースのゲノム配列やcDNA等の遺伝子情報を解析することにより、バイオリソースの付加価値を高め、我が国のバイオリソースの

独自性・先導性を高めることを目的としてゲノム解析等を行うものです。なお、本プログラムは、中核的拠点整備プログラムで選定された生物種等を対象にします。

(4) 基盤技術整備プログラム

基盤技術整備プログラムは、バイオリソースの品質管理や保存技術の向上等が、NBRPの質を向上させるために重要であることから、バイオリソースの収集、増殖、品質管理、保存、提供等に係わる技術開発を行うものです。なお、本プログラムは、中核的拠点整備プログラムで選定された生物種等を対象にします。

2 公募を行うプログラム

NBRPでは、全体で上記の(1)中核的拠点整備プログラム、(2)情報センター整備プログラム、(3)ゲノム情報等整備プログラム、(4)基盤技術整備プログラムの4つのプログラムの公募を行います。その内、今回は、第2期NBRPの終了までに整備した生物種等の保存、提供の継続、データベースの損失回避等のために、先行して以下のプログラムの公募を行います。

(1) 中核的拠点整備プログラム

a) 第2期NBRP(平成19年度～平成23年度)で実施した生物種等

(2) 情報センター整備プログラム

なお、(1)中核的拠点整備プログラムのb)「a)以外の生物種等」、(3)ゲノム情報等整備プログラム、(4)基盤技術整備プログラムの公募は3月下旬以降を予定しております。

3 申請機関等の要件

NBRP事業に申請しようとする機関は、下記の(1)～(3)の全ての要件を満たすことが必要です。

(1) 下記の(ア)～(エ)のいずれかに該当する国内の機関であること。

(ア) 大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。)

(イ) 大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)

(ウ) 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)

(エ) その他法律に基づき設立された法人

(2) 課題が採択された場合に、交付要綱及び取扱要領に基づいた手続き及び予算の執行ができる機関であること。

(3) 課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できること。

4 実施期間

中核的拠点整備プログラム及び情報センター整備プログラムの実施時期は、原則として平成24年度から平成28年度までの5年間です。

ただし、NBRPで3年目に実施する中間評価の結果等によっては、計画の見直し、変更、中止を求めることがあります。

さらに、実施期間については、国の戦略目標の変更等により、全面的な見直し変更や中止もあり得ます。

5 採択予定数

- (1) 中核的拠点整備プログラム：a) 23課題以内 b) 未定
- (2) 情報センター整備プログラム：1課題
- (3) ゲノム情報等整備プログラム：未定
- (4) 基盤技術整備プログラム：未定

V NBRPの経費等

(1) NBRPの公募に当たって申請できる費目は以下のとおりとします。

(2) NBRPの経費は、土地の購入や建物の建設に要する費用には使用できません。

(3) 課題が採択された場合、文部科学省は代表機関及び分担機関のそれぞれから交付申請を受け、各機関に対し交付決定を行います。代表機関と分担機関の間では経費の流用はできませんので、十分留意してください。

(ア) 設備備品費：機関が資産として取り扱うものを取得、製造又は効用を増加させるための経費

(イ) 人件費：雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等

(i) 事業担当職員：補助事業に直接従事する職員

(ii) 補助者：補助事業の補助業務に従事する非常勤職員

(iii) 社会保険料等事業主負担分：ア) 及びイ) に係る社会保険料等のうち事業

主が負担する額

※国からの運営費交付金等によって人件費がまかなわれている職員に対する人件費は計上できません。

(ウ) 事業実施費

- (i) 消耗品費：補助事業の実施に必要となる物品の購入費用（設備備品費に掲げるものを除く）
- (ii) 旅費：国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費
- (iii) 通信運搬費
- (iv) 雑役務費
- (v) 光熱水料：当該課題の事業の実施に要する電気料、ガス料、水道料等
- (vi) その他：諸謝金、会議開催費、印刷製本費等

(エ) その他：上記以外で大臣が認めた経費

VI NBRPに係る審査

1 審査方法

課題の採択にあつては、外部有識者による委員から構成される課題選考委員会の審査で採択課題候補案及び実施予定額案を決め、これを基に文部科学省が決定します。

- (1) NBRPに関する審査は、文部科学省に設置した課題選考委員会において、非公開で行います。
- (2) 課題選考委員会は、代表機関の長から提出された応募書類の内容について書面審査、及び必要に応じ追加書類又はヒアリングによる審査を行い、合議により採択課題及び実施予定額を選定します。追加書類の提出又はヒアリングについては、書面審査後、対象者にのみ連絡します。
- (3) 課題選考に携わる委員は、審査の過程で取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後でも第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。
- (4) 採択に当たっては、課題選考委員会等の意見を踏まえ、目標や実施計画等の修正を求めることがあります。なお、今回設定された目標が中間評価や事後評価の際の評価指標の1つとなりますので御留意願います。
- (5) 全ての審査終了後、採択の可否及び実施予定額を通知します。なお、選考の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

- (6) 文部科学省における採択課題の決定後、文部科学省ホームページへの掲載等により、課題選考委員等についての情報を公開します。

2 選定の観点（審査項目）

選定に当たっては、ナショナルバイオリソースプロジェクト評価委員会における評価結果（以下「NBRP評価結果」という。）（URL：<http://www.nbrp.jp/office/index.files/data/H23JigoHyokaHokokusho.pdf>）及びバイオリソース整備戦略部会の報告書「今後のバイオリソース整備のあり方について」（URL：<http://www.nbrp.jp/office/index.files/data/bioresourcse-seibisenryaku11130.pdf>）を踏まえた審査を行います。

特に、バイオリソース整備戦略部会の報告書において、中核機関等が設定する達成すべき目標については、バイオリソースの4区分（応募書類様式 別紙4）のいずれに該当するかを念頭に置く必要があるとされています。そのため、個々のリソースが掲げる分類に見合った目標設定になっているか等の観点から達成目標等の適切性について審査を実施します。なお、課題選考委員会において目標設定の適切性を審査した結果、区分に対して目標が適切でないと判断された場合等、必要に応じて目標や実施計画の修正を求めることがあります。また、設定した達成目標に基づいて、3年目の中間評価や最終年度の事後評価において達成度の評価を行います。

以上に加えて、次の（a）～（e）の観点に基づき審査を実施します。

○中核的拠点整備プログラム

【 】内は応募書類様式の該当する記載箇所を示している。

(a) バイオリソースの質的評価

- ・ライフサイエンス研究の進展に不可欠であるか。【様式2 ①】
- ・利用する研究者のクリティカルマスが存在するリソースであるか。【様式2 ①】
- ・標準的な系統（性質が十分解析されており、実験使用に当たって再現性が保証されているもの）が存在するリソースであるか。【様式2 ①】
- ・我が国が独自性を発揮した研究、あるいは既に高いポテンシャルを有する研究を進めていく上で重要なリソースであるか。【様式2 ②】
- ・海外の研究機関や国際組織との連携協力を行っているか。【様式2 ②】
- ・他省庁で整備されているリソースとの区別及び分担・連携は明確にされているか。【様式2 ②】 等

(b) NBRPとしての目標設定の適切性

- ・リソースの区分を正確に認識し、それに見合った目標設定になっているか。【様式2 ③】
- ・リソースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。【様式2 ③】
- ・我が国の独自性のあるリソースを収集・保存・提供することができるか。【様式2③】
- ・区分に応じたバイオリソースの整備・充実に計画しているか。【様式2③】

- ・普及活動（広報、研修事業等）を行う等、研究コミュニティの拡大を図っているか。【様式2③】
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。【様式2④】
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。【様式2④】 等

(c) 目標達成に向けた実施計画・実施体制の適切性

- ・リソースの収集計画・保存・提供計画は、効率的、合理的なものであるか。【様式2⑤】
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。【様式2⑤】
- ・安定的な組織として、保存・供給体制の整備が適切に行われるか。【様式2⑥】
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。【様式2⑦】
- ・利用状況等を適切に把握し優先度を付すなど効率的な保存を行っているか。【様式2⑧】
- ・収集したリソースを第2期NBRPの実施機関以外の機関が引き継ぐ場合には、スケジュールや継承する方法が妥当であるか。【様式2⑧】 等

(d) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制の適切性

- ・収集・保存・提供を支援する体制を有しているか。【様式2⑨】
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。【様式2⑨】
- ・当該申請課題に関する生命倫理・安全等に関する取組みは十分行われているか。【様式2⑨】 等

(e) NBRP評価委員会の評価結果に対する取組み状況の適切性

- ・指摘された問題点等について改善を図る等の取組みを行っているか。【様式2⑩】 等

○情報センター整備プログラム

(a) データベース等の質的評価

- ・ライフサイエンス研究の進展に不可欠であるか。【様式2①】
- ・重要なデータベースを所有しているか。【様式2①】 等

(b) NBRPとしての目標設定の適切性

- ・リソースの利用促進に貢献することができるか。【様式2②】
- ・データベースを利用する研究者のニーズに応えることができるか。【様式2②】
- ・国際的に高い評価を得る研究の推進に寄与することができるか。【様式2③】
- ・新たなユーザーの獲得が期待できるか。【様式2③】 等

(c) 目標達成に向けた実施計画・実施体制の適切性

- ・データベースの構築・公開計画は、効率的、効果的なものであるか。【様式2 ④】
- ・応募経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。【様式2 ④】
- ・安定的な組織として、データベースの構築・公開体制の整備が適切に行われるか。【様式2 ⑤】
- ・研究者コミュニティとの連携を図ることができるか。【様式2 ⑤】
- ・複数の機関で行う場合、分担機関を設置することが妥当であるか。また役割分担は適切であるか。【様式2 ⑥】
- ・これまでに整備したデータベースの情報更新、利用方法の改善、機能強化等の改善を図っているか。【様式2 ⑦】
- ・これまでに整備したデータベースを第2期NBRPの実施機関以外の機関が引き継ぐ場合には、スケジュールや継承する方法が妥当であるか。【様式2 ⑦】 等

(d) 目標達成に向けた大学・研究機関、研究者コミュニティ等の支援体制

- ・データベースの構築等を支援する体制を有しているか。【様式2 ⑧】
- ・研究者コミュニティの支援はあるか。【様式2 ⑧】 等

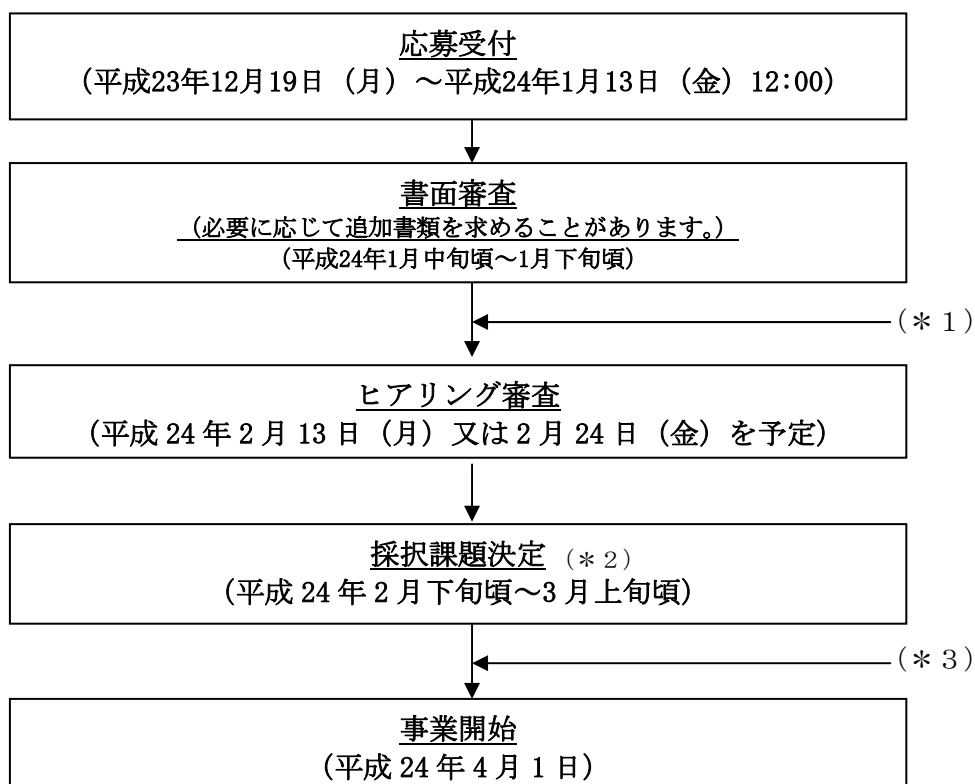
(e) NBRP評価委員会の評価結果に対する取組状況の適切性

- ・指摘された問題点等について改善を図る等の取組を行っているか。【様式2 ⑨】 等

VII 応募書類の作成・提出方法

1 募集から事業開始までのスケジュール

本事業における募集から事業開始までのスケジュールの概略を以下に示します。



- (※ 1) ヒアリング審査対象課題の代表機関課題管理者又は事務担当者に対して、ヒアリング審査の1週間前を目途に連絡します。
- (※ 2) 予算成立前に採択課題の決定を行うため、決定後の事情によっては配分額の変更等がありえることを御承知おき下さい。
- (※ 3) 代表機関課題管理者に対して採択の可否の通知書の送付を行います。

2 提案書類の受付等

研究課題の募集期間及び提案書類の提出先等は以下のとおりです。提案書類の提出は、原則として府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）による方法とし、提案書類は提出期限内に提出してください。

(1) 提案書類様式の入手方法

提案書類の様式等、応募に必要な資料の入手については、**e-Rad**ポータルサイト*あるいは独立行政法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）のホームページ（<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh23-6.html>）からダウンロードしてください。

※ e-Radとは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

e-Radポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

(2) 提案書類受付期間

平成23年12月19日（月）～平成24年1月13日（金）12:00（厳守）

（以下（3）②の「郵送が必要な提案書類」は上記の期日までに必着）

※ 期限を過ぎた場合には一切受理できませんので注意してください。

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

①e-Radを用いた提案書類の作成・提出等

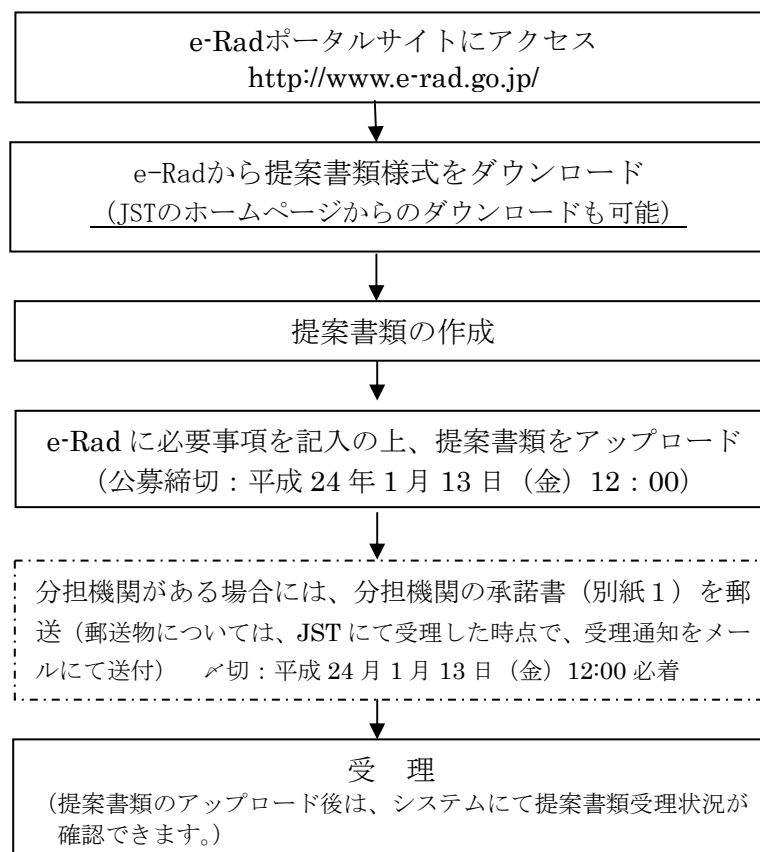
応募は、e-Radを通じて行っていただきます（但し、以下②の書類については、郵送による提出も必要です）。e-Radの使い方はe-Radポータルサイトをご覧ください。e-Radの利用に当たっては、研究機関の事務担当者による研究機関と研究者情報のe-Radにおける事前の登録が必要となります。登録方法についてはe-Radポータルサイトを参照してください。なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、研究者が所属する研究機関の e-Rad への登録申請が困難であるなど、e-Rad による提案が困難な場合には、あらかじめ余裕を持って e-Rad ヘルプデスクまでお問い合わせください。(別紙：「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について」を参照のこと)

②郵送が必要な提案書類の提出方法

- (i) 提案書類は、写し15部(両面印刷、各左肩をクリップ止め、電子媒体を記録したCD-R1枚(他のメディアは使用不可、PDFの場合は文字認識のあるPDFのみ))をJSTへ郵送により提出してください。
- (ii) 分担機関を必要とする提案を行う場合には、分担機関の承諾が必要なため、分担機関の承諾書(応募書類様式 別紙1)の原本(公印が押印されたもの)を、JSTへ郵送により提出して下さい。なお、上記①e-Radを用いた提出の際は、公印がない書類で構いませんので添付してください。

③e-Rad を利用した応募の流れ



※e-Rad による研究提案書類のアップロード等は締切りの数日前までに余裕をもって行ってください。(締切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります。)

④提案書類提出の際の注意事項

- ・ e-Rad を利用の上、提出してください(持参、FAX、電子メールによる提出は受け付

けません)。e-Rad の操作マニュアルは、e-Rad ポータルサイトからダウンロードできません。

【システムの利用可能時間帯】

(月～金) 午前6：00～翌午前2：00まで

(土・日) 午後0：00～翌午前2：00まで

※国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

ただし、上記利用可能時間帯であっても、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。

- ・本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードしてください。
- ・提案書類(アップロードファイル)は、「Word」又は「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募を行ってください。「Word」又は「PDF」の推奨動作環境については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。
- ・提案書類は日本語で作成してください。
- ・入力する文字のサイズは10.5ポイントを用いてください。
- ・提案書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。
- ・アップロードできるファイルの最大容量は3MBまでです。複数のファイルをアップロードすることはできません。
- ・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、e-Radのマニュアルを参照してください。
- ・提案書類はアップロード後、研究者がJSTへ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。JSTへ提出した時点で修正することができなくなります。
- ・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となるようにしてください。
- ・e-Radでは、応募費目項目の金額欄が空欄であると登録できない場合がありますので、その場合は必ず「0(ゼロ)」を入れ、空欄がないようにしてください。

⑤郵送により提出が必要な提案書類の提出先

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ5F

独立行政法人科学技術振興機構 研究振興支援業務室

「ナショナルバイオリソースプロジェクト」係

⑥留意事項

- ・郵送中の事故等については、当方は一切の責任を負いません。
- ・郵送が必要な提案書類を持参した場合には、一切受理しません。
- ・提出期間内に到着しなかった提案書類は、いかなる理由があろうとも受理しません。
また、提案書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・提案書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・提案書類は返却しません。
- ・提案書類については、実施機関等の課題選考のためにのみ利用します。応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・個人情報については本公募に関するものにのみ適切に使用します。
- ・J S Tにて受領した際には、電子メールにて受領通知を送付しますので、審査が終了するまで申請者にて保存してください。

⑦その他

提案書類の提出は、原則として e-Rad を用いて行っていただきますが、e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 3 MB とであることから、ファイルの圧縮等により図表等が見難くなる場合には、e-Rad での手続きに加えて、CD-R 等で郵送にて書類を送付いただくことも可能です。

送付される場合には、上記「⑤郵送により提出が必要な提案書類の提出先」に提出期日までに送付ください。

ただし、本書類はあくまで e-Rad の資料を補完するものであり、e-Rad の手続きが期日までに完了していることが必須です。

3 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

事業の内容に関する問い合わせ	文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課	TEL:03-5253-4111 (内線 4366) E-mail : life@mext.go.jp 担当者：細野、松村
提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	独立行政法人科学技術 振興機構（J S T）研 究振興支援業務室	TEL:03-5214-7990 (代表) E-mail : t2fujiyo@jst.go.jp , h2ishino@jst.go.jp , k3takagi@jst.go.jp 担当者：藤吉、石野、高木
e-Rad における研究機関・研究者の登録及び e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	TEL:0120-066-877(フリーダイヤル) 受付時間:9:30~17:30(土、日、祝日を除く)

4 公表等

(1) 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、代表研究者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜文部科学省のホームページにおいて公開します。

(2) e-Rad からの政府研究開発データベース[※]への情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※ 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議では、各種情報（研究開発の実施者、研究テーマ、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

VIII バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

本事業はライフサイエンス分野のデータ産生を伴う事業であるため、本事業の実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業の実施の結果産生したデータ又はデータベースを、一般に利用可能な形で公開するべく努めるものとします。そのため、本事業の実施者は、毎事業年度にまとめる実績報告書の提出に合わせて、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は本事業で構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター^(※)又は文部科学省の指定する機関に提供するものとします。提供された複製物については、ライフサイエンス分野のデータベース整備（統合データベース構築）に利用するため、これら複製物に関わる知的財産権を非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。なお、本事業の実施者は、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報提供に協力するものとします。

(※) バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

バイオサイエンスデータベースセンターは、平成18年度から平成22年度にかけて実施

された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化し、新たに我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターとして、平成23年4月にJSTに設置されました。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、統合データベースの恒久的な体制整備に向けて、上記2つの事業の成果を活用し、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業」を実施します。ライフサイエンスデータベース統合推進事業では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

(別 紙)

◎動物実験、遺伝子組換え生物等の使用等の生命倫理・安全に関する取組みに関わる法令・指針等

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理・安全対策の観点から以下の法令又は指針等により必要な手続等が定められているため、当該手続等（今後、新たに指針等が定められる場合には、その指針等の手続等を含む。）を遵守し、適切に研究を実施して下さい。これらに違反して研究が実施されていることが確認された場合は、本補助金の交付を取り消すことがあります。

なお、指針等の詳細については文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm) 及び厚生労働省と農林水産省のホームページを参照して下さい。

(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を含む研究計画

研究計画に、ヒトゲノム・遺伝子解析研究（提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料等を用いて明らかにしようとする研究）を含む場合には、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）に基づき、当該研究を実施して下さい。

(2) 特定胚の取扱いを含む研究計画

研究計画に、人クローン胚又は動物性集合胚の取扱いを含む場合には、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」（平成 12 年法律第 146 号）及びこれに基づく省令及び指針に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意して下さい。

(3) ヒトES細胞の使用及び樹立・分配を含む研究計画

研究計画に、ヒトES細胞（ヒト胚性幹細胞）の使用を含む場合には、「ヒトES細胞の使用に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 87 号）に基づき、当該研究を実施して下さい。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意して下さい。ヒトES細胞の樹立、分配を行おうとする場合も同様に、「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示第 86 号）に基づき、文部科学大臣の確認が必要です。前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

(4) ヒト iPS 細胞等からの生殖細胞作成を含む研究計画

研究計画に、ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を含む場合には、「ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」（平成 22 年文部科学省告示 88 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の開始に先立ち、文部科学大臣への届出が必要となることに留意してください。

前述の文部科学省ホームページ等に関連情報を掲示しますので、適宜留意願います。

(5) 遺伝子組換え生物等の使用等を含む研究計画

研究計画に、遺伝子組換え生物等の使用等を含む場合には、平成 16 年 2 月 19 日に施行された「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）及びこれに基づく省令、告示等に基づき、当該研究を実施してください。特に、遺伝子組換え生物等の第一種使用等（環境中への拡散を防止しないで行う使用等）を行う場合、あらかじめ第一種使用規程を定め、主務大臣の承認を受ける義務があること、及び第二種使用等（環境中への拡散を防止しつつ行う使用等）を行う場合、主務省令に定められた又はあらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務等があることに留意してください。また、遺伝子組換え生物等の譲渡・提供・委託を行おうとする者は、原則としてその都度、省令に定められた情報の提供を行わなければならないことにも留意してください。

これらのことを踏まえ、遺伝子組換え生物等の使用等を行う研究機関においては、機関内の法令の理解及び遵守についての周知徹底を十分に図るとともに、事故時の対応をあらかじめ定める等の機関内の体制を整備し、法令に基づき遺伝子組換え生物等の適切な使用等が徹底されるよう留意してください。遺伝子組換え生物等の使用等に係る各種情報については、前述の文部科学省ホームページ等に掲示しておりますので、適宜留意願います。

(6) 遺伝子治療臨床研究を含む研究計画

研究計画に、遺伝子治療臨床研究（疾病の治療を目的として遺伝子又は遺伝子を導入した細胞のヒトの体内への投与等に関する臨床研究）を含む場合には、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(7) 疫学研究を含む研究計画

研究計画に、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究）を含む場合に

は、「疫学研究に関する倫理指針」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）に基づき、当該研究を実施してください。前述の文部科学省ホームページ等に情報を掲示しておりますので、適宜留意願います。

(8) 臨床研究を含む研究計画

研究計画に、臨床研究（医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人を対象とする①医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関する介入を伴う研究、② ①に該当するものを除く介入を伴う研究、③介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究を含まないもの）を含む場合には、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号）に基づき、当該研究を実施して下さい。（ただし、他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究は、当該指針の対象外になりますのでご注意ください。）

(9) ヒト幹細胞を用いる臨床研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究（ヒト幹細胞を、疾病の治療のための研究を目的として人の体内に移植又は投与する臨床研究）を含む場合には、「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 425 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、厚生労働大臣の意見を求めること等が必要となることに留意してください。

(10) 実験動物を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、実験動物を使用する研究を含む場合には、動物福祉の観点から適切な配慮を行うため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）、動物の殺処分方法に関する指針（平成 19 年環境省告示第 105 号）及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）等に基づき当該研究を実施して下さい。

また、動物実験を行う際には、動物実験の指針を整備するとともに、動物実験委員会を設置し、適切な動物実験を行ってください。動物実験の導入に際しては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく飼養許可証の確認や特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成 18 年環境省告示第 22 号）を遵守するなど、常に適切なものとなるように努めてください。

(11) 病原体等を使用する研究を含む研究計画

研究計画に、病原体等を使用する研究を含む場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 18 年法律第 106 号）等の関係法令等に基づき、当該研究を実施してください。

(12) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究を含む研究計画

研究計画に、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究（受精、胚の発生及び発育並びに着床に関する研究、配偶子及びヒト受精胚の保存技術の向上に関する研究その他の生殖補助医療の向上に資する研究のうちヒト受精胚の作成を行うもの）を含む場合には、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）に基づき、当該研究を実施してください。特に、研究の実施に先立ち、文部科学大臣及び厚生労働大臣の確認等を受ける必要があることに留意してください。

◎予算決算及び会計令

第70条

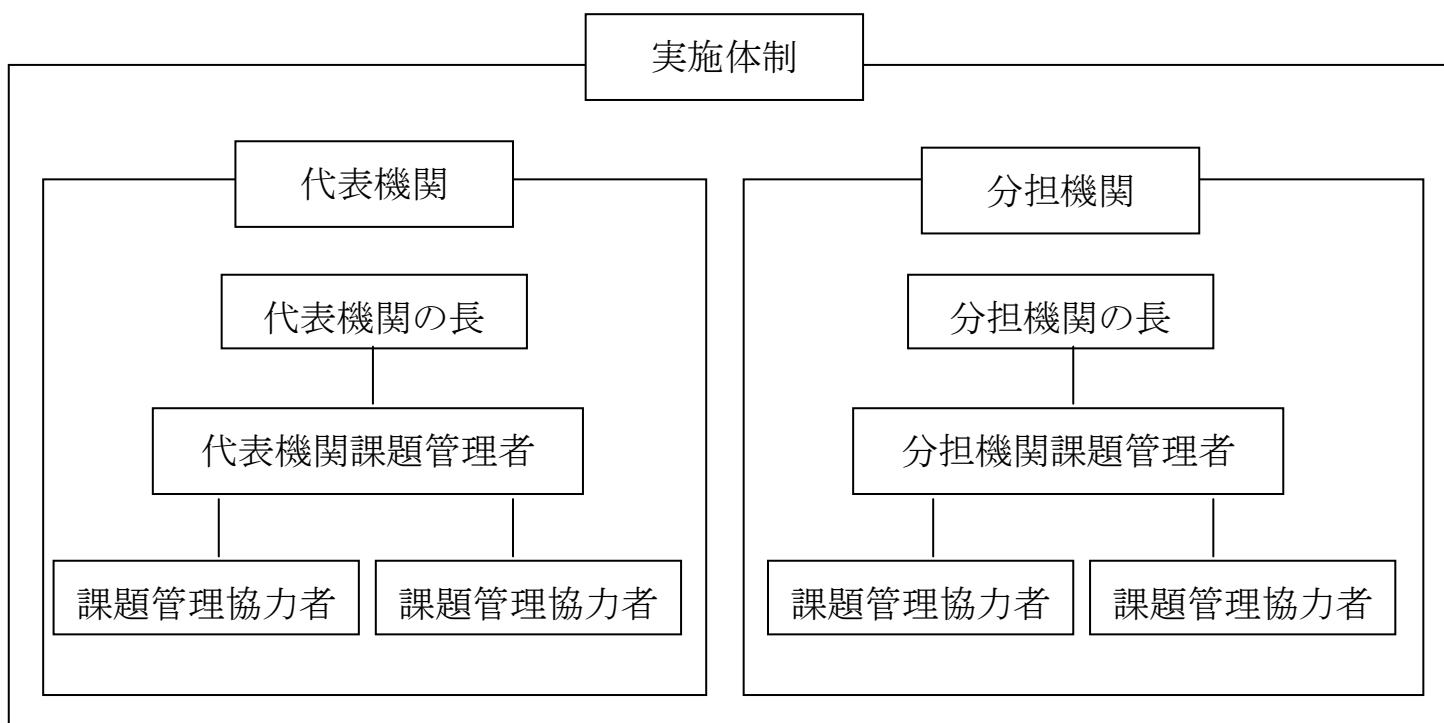
契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

第71条

契約担当官等は、次の各号の1に該当すると認められる者を、その事実があつた後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - 六 前各号の1に該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

◎プログラムの実施体制イメージ図



◎府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2 府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

府省共通研究開発管理システムのポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という）をよく確認の上、問い合わせてください。

○ポータルサイト：<http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	<p>0120-066-877 （受付時間帯） 午前9：30～午後5：30</p> <p>※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く ※ 上記フリーダイヤルをご利用にならない場合は、以下の直通ダイヤルをご利用ください。 03-5638-5361（直通） なお、この直通番号は、平成24年3月31日まで利用可能です。それ以降においては、番号が変更になる可能性がありますので、ご留意願います。</p>
-------------------------------------	-----------------------------	--

3 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

① システムの利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（土・日）午後0：00～翌午前2：00まで

国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）に関わらず、上記時間帯はサービスを行います。

ただし、上記利用可能時間帯であっても、緊急のメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。

② 研究機関の登録

今後、研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関及び参画する分担研究者の所属する研究機関は応募時まで登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

③ 研究者情報の登録

本事業に応募する課題管理者は研究者情報を登録し、システムログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、府省共通研究開発管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

④ 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由し「内閣府の政府研究開発データベース」へ提供します。

4 システムを利用した応募の流れ

所属研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照URL：<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

所属研究機関が行います

電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.1 電子証明書のインポートと削除」

所属研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.2 ログイン」、2.3 「所属研究機関情報の管理」、 「2.4 事務分担者情報の管理」、 「2.5 研究者情報の管理」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、以下、JSTのホームページから当該ファイルをダウンロードすることも可能です。（<http://www.jst.go.jp/keytech/kouboh23-6.html>）

参照マニュアル：研究者用マニュアル 「2.1 ログイン」、 「2.3 応募」

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word、一太郎）で添付する内容があります。

参照マニュアル：研究者用マニュアル 2.3-3～22

所属研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者（設けた場合）が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.6 応募情報の管理」

文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してください。

5 システムへの応募情報入力時の注意事項

- ①システムへの応募情報入力に当たっては、
 - ア) Webで直接入力が必要な内容
 - イ) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。

ア) については、課題管理者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。

【研究共通情報の入力画面】

- ・ 新規継続区分
- ・ 課題名
- ・ 研究期間（開始年度、終了予定年度）
- ・ 主分野（コード）
- ・ 研究目的
- ・ 研究概要 など

【研究個別情報の入力画面】

- ・ 課題区分のチェック

【応募時予算額の入力画面】

- ・ 年度ごと使用内訳を記入

【研究組織情報の入力】

- ・ 代表機関課題管理者、分担機関課題管理者の経費の総額、エフォート
- ・ 分担機関課題管理者の所属機関コード、部局名、職名 など

【採択状況の入力】

- ・ 代表機関課題管理者の他の応募の助成の有無、配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート

イ) については、様式及び別紙の電子媒体をダウンロードし、「Word」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「PDF」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。

注1) 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注2) アップロードできる電子媒体のファイルの最大容量は3MBです。

注3) 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

注4) 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

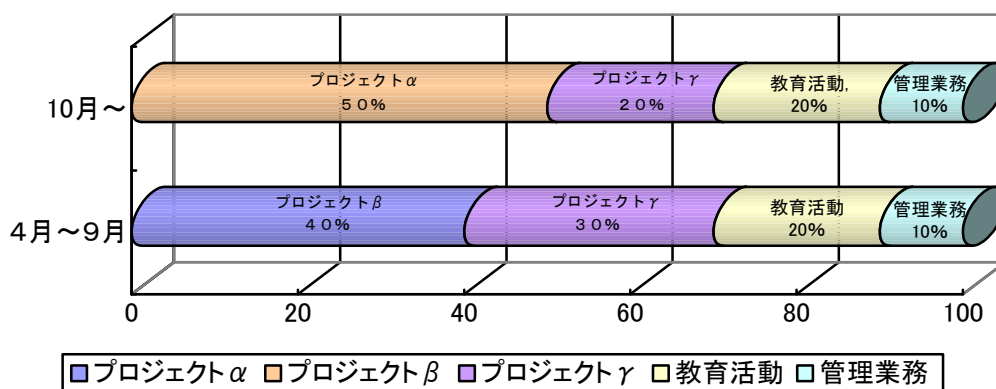
注5) 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。

◎エフォートの考え方について

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要な時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。